

第 47 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（要旨）

日時：令和 3 年 8 月 6 日（金）16:30～

場所：401 会議室

【協議事項】

防災監：これより対策本部会議を始める。現在、報道されているとおり、愛知県を含む 8 県を対象に、8 月 8 日より、まん延防止等重点措置が適用されることとなった。本会議ではその措置内容についての情報共有と、期間中の対応を協議していく。まずは防災交通課より、現状説明を。

防災交通課長：愛知県の 7 日間平均の新規陽性者数は、8 月 4 日時点で 252.9 人とステージ 3 にあり、県内各地で、感染の急速な拡大傾向にある。入院患者数も 8 月 2 日には 1 日で 300 人を超え、7 日間平均では、現在 283.7 人となるなど、「嚴重警戒」域に迫っており、今後ますます厳しい状態になっていくと予想される。

一方、犬山市においては、新規陽性者数は、今のところ低水準で推移しているが、徐々に人数が増えてきている。直近 1 週間の新規陽性者数は 7 人で、10 万人あたりの感染者数は 9.54 人となっている。

続いて、まん延防止等重点措置の内容について、犬山市については、人口 10 万人当たりの新規陽性者数のうち 7 月 29 日から 8 月 4 日までの 1 週間当たりに換算した人数になるが、犬山市は 12.3 人ということで、ステージ 4（25 人以上）を下回ったことから、今回まん延防止等重点措置の措置区域に指定はされなかった。

続いて、まん延防止等重点措置の内容について、重点措置期間は 8 月 8 日から 8 月 31 日までの 24 日間となる。今回の措置は、まん延防止重点措置の措置区域外となったため、現在の県独自の嚴重警戒措置における内容と大きく変更はない。

不要不急の行動の自粛では、外出自粛の時間が午後 9 時以降のままとなっており、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請についても、全ての飲食店を対象に、午後 9 時までの時短営業の要請となっている。

酒類の提供の店舗についても同様に、午後 9 時に閉店できるよう時間的余裕をもってストップすることになっているが、1 点、「一定の要件」を満たした場合に限りとの、文言が追加されている。その他は変更なしとなっている。一定の要件とは、酒類の提供を行う日までに、県の対策項目チェックリストの 5 項目の対策を全て実施することとなっている。5 項目は、

- ① アクリル板等（パーテーション）の設置又は座席の間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 同一グループの入店は原則 4 人以内とする入店制限

の 5 項目となっている。

カラオケ設備についても、飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、引き続

き利用自粛の要請となっている。飲食店等以外の営業時間短縮等の働きかけでは、午後 9 時までの時間短縮の働きかけとなっている。その他、運動施設、集会場、スーパー銭湯なども対象施設となっているが、こちらについても、変更はない。

また、イベントの開催制限や、オリンピック、パラリンピックが開催される地域の移動の自粛や、夏休み期間の旅行、帰省などの自粛も、引き続き求められている。

防災監：今説明があったように、犬山市では 7 月 29 日から 8 月 4 日の期間でステージ 4 の数値に達していないため、措置区域にはなっていない。基本的には、現在の対応と大きく変わらない形となっているため、措置期間となる 8 月 8 日から 8 月 31 日の公共施設の対応は、現状の対応を継続したいと考えている。

併せて、今回は措置の切り替わりがあるため、注意喚起と公共施設の取扱いについて、SNS を利用して市民周知を図っていく。この件についてなにか意見はあるか。(意見なし)

では、この形で進めていく。公共施設については、現在、厳重警戒措置に関する啓発ポスターを掲示しているが、まん延防止等重点措置に関する啓発ポスターに張り替えること。ポスター様式は防災交通課から提示する。

副市長：今回のまん延防止等重点措置は 8 月 8 日からの措置となるため、ポスター掲示の張替えは 8 月 8 日に実施すること。

防災監：感染者数だけをみると、愛知県全体で増加傾向にある。今回の措置区域の対象要件として、犬山市では 1 週間あたり 19 名でステージ 4 に移行する。そういった状況も含め、本市においても臨機応変に対応していく必要がある。変更が生じる際には、また会議で協議していきたいと考えている。

では、引き続き、職員についても、感染防止を徹底していくように注意すること。特に意見がなければ、これで終了する。